

令和5年第5回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 5年 5月26日(金)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 5年 5月 2日		
2	招集の期日	令和 5年 5月26日		
3	会 期	令和 5年 5月26日から 令和 5年 5月26日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	なし		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	7 件	7 件	0 件	0 件
	計			
	7 件	7 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和5年教育委員会第4回定例会会議録の承認について
報告第1号	第38回サロマ湖100kmウルトラマラソンの開催について
議案第1号	湧別町相互交流事業ニュージーランド・セルウィン町派遣事業参加者の決定について
議案第2号	湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第3号	令和5年度湧別町社会教育推進計画の策定について
議案第4号	令和4年度準要保護児童生徒の認定について
議案第5号	令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

承認第1号

令和5年教育委員会第4回定例会会議録の承認について

記

署名委員 井上久恵氏より報告

令和5年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号

第38回サロマ湖100kmウルトラマラソンの開催について

第38回サロマ湖100kmウルトラマラソンを次のように開催する。

記

別冊のとおり

令和5年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第1号

湧別町相互交流事業ニュージーランド・セルウィン町派遣事業参加者の決定について

湧別町相互交流事業実施要綱（平成23年教育委員会告示第8号）第7条第1項の規定により、次の者を参加者に決定する。

記

別紙のとおり

令和5年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

国外の友好都市との交流事業に参加希望があった者のうち適当な者を、参加者として決定しようとするものである。

議案第1号説明資料

令和5年度 湧別町相互交流事業 ニュージーランド派遣候補者名簿
 派遣先 ニュージーランド セルウィン町
 派遣期間 令和5年11月6日(月)～11月16日(木)

1 中・高生派遣者

	住 所	生徒氏名	保護者名	在籍校・学年	性別
1	登栄床	岡島まひる	康宏	ゆうべつ学園9年	女
2	中湧別南町	廣井 航希	隆志	湧別高等学校1年	男
3	北兵村一区	高柳 天奈	誠	湧別高等学校2年	女
4	中湧別北町	橋本 理加	典幸	湧別高等学校2年	女
5	開盛	木村 柊生	直人	湧別高等学校2年	男
6	上湧別 屯田市街地	北村 千晴	公樹	湧別高等学校3年	女
7	芭露	奥山 亜子	和行	遠軽高等学校2年	女
8	中湧別南町	石川 侑緯	達也	遠軽高等学校2年	男
9	中湧別南町	高桑 彩	誠	遠軽高等学校2年	女

2 一 般

	住 所	氏 名	所 属	性別
1	中湧別南町	澤 龍一	湧別高等学校	男

3 引率者

	住 所	氏 名	所 属	性別
1	錦 町	大塚 幸夫	健康子ども課長	男
2	中湧別南町	渡辺 政行	企画財政課 未来づくりグループ主幹	男
3	錦 町	宍戸 和幸	教育総務課 学校教育グループ主幹	男

議案第2号

湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱（令和3年教育委員会訓令第5号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和5年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

北海道教育委員会で定めている「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」、「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」が廃止され、「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針」及び「北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針運用要綱」が策定されたことから、道教委指針を引用している条文を整理するため、本要綱を改正するものである。

湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する要綱

湧別町立学校における教職員のハラスメント防止等に関する要綱（令和3年教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>いかなるハラスメントも許さない組織風土の醸成</u>、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、湧別町立学校における職員のハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 道教委指針 北海道教育委員会が定める「<u>北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針</u>」及び「<u>北海道教育委員会のハラスメント防止等に関する基本指針運用要綱</u>」をいう。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員は、道教委指針に規定する「<u>セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項</u>」、「<u>パワー・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項</u>」及び「<u>妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項</u>」を十分認識して行動するよう努めなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、湧別町立学校における職員のハラスメントの防止のための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 道教委指針 北海道教育委員会が定める「<u>セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針</u>」、「<u>パワー・ハラスメントの防止等に関する指針</u>」及び「<u>妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針</u>」をいう。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員は、道教委指針に規定する「<u>セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項</u>」、「<u>パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項</u>」及び「<u>妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項</u>」を十分認識して行動するよう努めなければならない。</p>

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第3号

令和5年度湧別町社会教育推進計画の策定について

令和5年度湧別町社会教育推進計画を次のように策定する。

記

別冊のとおり

令和5年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和5年度の社会教育行政の執行にあたって、社会教育推進計画を定めようとするものである。

議案第4号

令和4年度準要保護児童生徒の認定について

令和4年度準要保護児童生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和5年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。

議案第5号

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和5年度要保護及び準要保護児童生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和5年5月26日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。